

### 3月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和5年3月22日（水）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館 8階 第2委員会室
出席委員	浦上 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	原田副教育長・小山教育監・太田次長・木下次長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・齊藤人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・松田生涯学習課長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長・吉川こども若者部長・阪本こども施設運営課長・石田こども若者部参事兼放課後児童育成室長

【浦上教育長】 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、今年度最後の3月定例教育委員会を開催したいと思います。どうかよろしく申し上げます。

本日の会議録の署名委員に、水野委員を指名しますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は、子ども若者部長に委任している事務に関する議事が予定されておりますので、吉川こども若者部長、阪本こども施設運営課長及び石田こども若者部参事兼ねて放課後児童育成室長にもご出席をいただいております。

よろしく願いいたします。

【浦上教育長】 それでは、2月の臨時教育委員会会議録の承認につきまして、審議をいたします。委員の皆様方、何かご質問等ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしということで、2月の臨時会の会議録につきましては、承認と決しました。

【浦上教育長】 では、2月の定例教育委員会会議録の承認につきまして、審議をいたします。委員の皆様方、何かご質問等ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしということで、2月の定例会会議録についても、承認と決しました。

【浦上教育長】 それでは、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですが、お手元の配布資料のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

(教育長報告)

2月22日(水)	定例教育委員会
〃	第2回市史編纂委員会
3月1日(水)	部長会
〃	大阪府立八尾高等学校卒業式(来賓)
3月3日(金)	3月市議会定例会本会議(第1日)
3月5日(日)	第29回大正コミュニティセンター運営協議会作品展示見学 (大正コミュニティセンター)
〃	第30回こどもフェスティバル(八尾市文化会館大ホール)
3月6日(月)	3月市議会定例会本会議(第2日)
3月9日(木)	桂中学校区地域教育協議会総括集会(来賓)
3月10日(金)	FMちゃお収録
3月12日(日)	消防記念日式典(八尾市文化会館小ホール)
3月13日(月)	文教常任委員会・予算決算常任委員会(文教分科会)
3月14日(火)	「おやさいクレヨン」寄贈式及びご礼状贈呈式(富国生命保険互 会社)
〃	予算決算常任委員会(総務分科会)
3月15日(水)	臨時教育委員会
〃	定例教育委員協議会
〃	ランドセルカバー 感謝状贈呈式(日本コープ共済生活協同組合 連合会)
3月16日(木)	オンラインバーチャル空間体験(教育センター) 不登校対策に関する講演(安中青少年会館)
3月17日(金)	校長会
3月20日(月)	予算決算常任委員会(全体会)

【浦上教育長】 まず、3月5日(日)、第30回のこどもフェスティバルが文化会館で開催されました。私も出席させていただいて、八尾のこども会の9つのチーム、こども会が発表してくれました。曙川東地区の昔から伝統行事である講念仏踊りが、こども会の子どもたちによって披露されました。久しぶりに見せてもらって、感慨深いなと思いました。ほとんどがダンスになっていて、子どもたちはダンスにすごく興味あるんだなということを感じておりました。

それから、3月14日(火)ですが、お野菜クレヨン寄贈式及び礼状の贈呈式がございました。お野菜クレヨンというのは、野菜の葉、たとえばニンジンなどいろんな葉っぱと、

それを砕いて出る油が材料になってるみたいですよ。それに、ほかの材料を混ぜて作ったクレヨンです。このクレヨンのセットは、ニンジンとかネギなど5色あり、子どもが口の中に入れても大丈夫な製品です。

富国生命さんから200セット頂きました。八尾の支援学級の子どもたちに使ってもらいたいということで、寄贈していただきましたので、その式と、令和5年度になりましたら、支援学級のほうに教育センターのほうから配布するという運びに、今なってますので、ご報告させていただきました。

それからもう一点、これもありがたい話なんですけども、3月15日（水）です。ランドセルカバー感謝状贈呈式を行いました。日本コープ共済生活協同組合さんから寄贈いただいています。学校教育推進課長が持ってますので、立って見せてください。こんなランドセルカバーです。毎年いただいているんですが、新1年生の児童が自分のランドセルの表に付けて登校するというもので、黄緑やから目立つんです。交通事故があってはならないので、そういう意味においても、良いものを頂きました。小1の児童全員に配るという予定で、2,110枚ものランドセルカバーを頂きました。

以上、私のほうから、何点か報告させていただきました。

【浦上教育長】 それでは、各委員さんのほうからですね、この間の活動状況等ございましたら報告ください。

特には、この間ないですか。

ないようですので、次へ進みます

#### {議案審議}

【浦上教育長】 続きまして、議案の審議に入りますが、審議に入ります前に、本日審議いたします議案のうち、議案の第6号、令和5年度の八尾市教育委員会の人事に関する件につきましては、人事案件でありますので、本案件に関わる審議は非公開として、また関係者のみで審議をしたいと思っておりますので、委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 はい、全委員、異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては、非公開で審議をすることといたします。

議事の進行の都合上、この案件につきましては、他の議案の審議及び報告等が全て終了した後に行いたいと考えております。

それでは、議案の第4号に入ります。「学校プール施設のあり方方針決定の件」について審議をいたします。

提案理由の説明を、川添教育政策課長よりさせていただきます。

それでは、提案理由を川添課長より説明願います。

【川添教育政策課長】 それでは、ただ今、議案となりました、議案第4号「学校プール

施設のあり方方針決定の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、学校プール施設のあり方方針を決定するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決をお願いするものです。

提案理由についてでございますが、令和元年11月に本市が策定した「新やお改革プラン実行計画」に計上された内容である「学校プールのあり方の検討」について、これまでの取組や検討を踏まえ、今後の方向性を示すため、方針を策定する必要があるので、本案を提出するものです。

方針の内容につきましては、前月の協議会において、ご説明をさせていただいておりますので、本日は、今後の方向性を中心に説明させていただきます。

それでは、お手元配布の「学校プール施設のあり方方針」をご覧ください。

左上、冒頭の部分には、現状や課題として、学校プール施設の老朽化により、今後、保全や管理に掛かる費用の増大が見込まれることや、本市の財政状況は、依然として厳しく、新たな教育課題への対応も求められる中で、学校プール施設の管理運営コストの縮減の可能性を中長期的に検討していく必要があること。

また、施設の運転、管理等にかかる教職員への負担が生じていることなどを記載しております。

そうした現状や課題を踏まえ、今後の方向性を1から4のとおり示しております。

「1 学校プール施設の老朽化に伴う対応」の方向性としましては、予防保全的な観点からの計画的な改築は行わないこととします。

施設の老朽化が進み、修繕での対応が困難と判断された場合は、下に示すフローに沿って、民間プール施設の活用や近隣の学校プール施設の共同利用の検討を進め、それらが不可能な場合には、施設更新に向けて様々な要素を含め、慎重に検討を行い、速やかに結論を出します。

なお、施設の更新が困難な場合は、改めてあらゆる可能性を探ることといたします。

次に、「2 民間プール施設を活用した水泳授業」についてですが、先のプール施設の老朽化とは別の管理運営コストの縮減の観点から、民間プール施設を活用した水泳授業について検討していく必要があり、方向性としましては、次の2点です。

民間プール施設を活用する場合においても、水泳授業を通して、基礎的な能力及び事故防止に関する心得を身につけることとします。

学校プール施設の状況に関わらず、学校と施設間の距離、施設の受入れ人数、コスト面の基本的な条件から、民間プール施設活用の可能性がある学校については、個々の課題を整理しつつ、協議の上、活用に向けた検討を進めてまいります。

次に、「3 中学校における部活動」の方向性としましては、水泳の部活動は継続しつつ、実施形態については、施設の老朽化の状況も踏まえながら、部活動の地域移行の検討の中で、拠点校方式又は民間プール施設の活用による実施も検討していきます。

最後に、「4 今後の見直し」についてですが、今、ご説明させていただいた1～3の方向性を進めるに当たりましては、学校と協議しながら進めてまいります。また、水泳授業や学校プール施設のあり方については、状況の変化等にあわせて、取組を更に見直していきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よ

ろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 はい、ありがとうございました。

ただ今、提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質問等ございましたでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 ありがとうございます

いろいろ施設の老朽化等で、事情があるのだなというふうに改めて思っているんですけども、やはり、家庭というか保護者の立場としましては、子どもたちに、コロナ禍数年間で、水泳、水の中で過ごす機会も少なかったもので、水泳といっても、上手に泳げる以前の課題がたくさんあると思うんです。

命を守るという、ここにも書いてありますけれども、そういったところで、非常に大事なことだと認識しておりますので、質問ではないんですけども、八尾の子どもたちに等しく、早く泳げるとかっていうこと以前に、せめて水の中に落ちることがあっても命を守れるような方法を習得できるような、そういった授業だけは必ず全ての子どもたちが受けられるようにしてあげていただきたいなというふうに、改めて思ってる次第です。

以上です。

【浦上教育長】 何か、事務局のほうからありましたらお願いします。

【川添教育政策課長】 今回の方針につきましては、おっしゃっていただきましたような水泳授業の重要性、大切さは認識しておりますので、命の大切さとか、そういう事故防止といった、そういうところは引き続き継続させて、その水泳の授業を行う場所については、これまでのような学校の施設、学校のプールということ的前提とせず、他の民間施設等も、活用しながら進めていくということで考えております。

【浦上教育長】 はい、ありがとうございます。

他に委員さん方。岩井委員、どうぞ。

【岩井委員】 令和元年7月に、民間施設を活用した水泳授業のモデルとなる見学会がございまして、文教委員の委員さん方とともに、私も水泳授業を参観させていただいたことがあります。竹淵小学校の当時3、4年生が50人ぐらいでしたが、施設のマイクロバス2台でルネサンス久宝寺のプールまで来て、インストラクターから水泳の指導を受けるというものでした。

そのときのことをちょっと思い出しまして、お尋ねしたいのですが、民間施設の活用の可能性のある学校を抽出するに当たって、学校と施設の距離は、どれぐらいの距離を想定しておられるのか。その施設の受入れ人数は、どれぐらいの人数を想定されているのか。もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

【浦上教育長】 距離と受入れ人数について、事務局からお願いします。川添課長どうぞ。

【川添教育政策課長】 はい、距離ですが、マイクロバスの活用を考えているところですが、距離で行きますと3キロメートル以内。バスを用いての移動が10分程度を想定しております。あと、人数ですが、こちらは、活用する、受け入れていただく施設によっても多少の差は出てくるんですけども、一度に最大90人が入水できる、プールには入れるというところを考えております。

【岩井委員】 この方針は、学校のほうから見ますと、民間施設の利用の利点とか、長所を十分に認識しつつも、一方で、民間施設への移動に関わって、様々な課題が出てくるのは必然のことだと思います。そして、これらの課題をクリアするには、教育課程を変更しなければならないところとか、配慮しなければならないところが出てくるのは、不可避のことです。学校と協議しながら進めていくと書いていただいておりますが、教育課程編成上の責任は学校長にありますので、学校長と丁寧な協議を行っていただくことが非常に重要なことだと思います。

については、この方針について、学校長、学校現場から、意見とか、反応とか、その辺りは、どのようなものがあつたか、教えていただきたいと思います。

【浦上教育長】 黒井課長、お願いします。

【黒井学校教育推進課長】 ただ今のご質問にお答えいたします。

校長会のほうでも、この方針について、案の状態ではありますけれども、報告をさせていただきます。

その中では、岩井委員おっしゃっていただいたように、まず、移動に時間がかかり前後の時間割の部分に支障が出る。そこをどうしていくのかというところは、当然、各学校との調整が必要になります。その他にも、学校行事としての水泳大会とか、そういったものも、やはり子どもたちの中では、大きな位置づけの中でやってきているので、民間プールの活用でそういったものが実施できるのかという課題や、それから、藤井委員もおっしゃっていただいた、民間に移行することによって、今やってる授業数が減るのではないかと。泳法の授業の時数や命を守るための着衣水泳の時間が減るのではないかと。今までどおりできるのかといったところは、懸念しているというご意見もいただいておりますので、この方針が可決された後には、各学校長と、そういった辺りを丁寧に調整しながら、民間プール施設の活用の実際の有無、できるできないというようなところも判断していく必要があると考えております。

【浦上教育長】 はい、ありがとうございます。どうぞ、岩井委員。

【岩井委員】 校長先生方の懸念とか不安を、全くない0の状態にするのは現実的な問題として難しいと思いますけれども、最大限、学校長、現場が抱いておられる懸念とか不安がなくなるように、丁寧な説明と協議をしっかりと行いながら進めていただくようお願い

いしたいと思います。

【浦上教育長】 はい、今の岩井委員、おっしゃったことももちろんですけども、やはり、これもまた小学校と中学校とで受け止め方も違うと思います。

中学校では、クラブ活動の問題があるので、その辺りも含めて、今、岩井委員がおっしゃったように、教育課程に関わることやから、校長としっかりと話を詰めながら進めていかなければならないと、事務局の中でも考えておりますので、抜かりのないようにしていきたいと思います。

水野委員、どうぞ。

【水野委員】 プールの老朽化のことというのは、戦後に子どもが非常に増えた時期があって、そこで分離して新設の学校ができてということだと思いますが、これは八尾市に限らないと思うんです。そうすると、他の自治体も同じような課題を抱えていると想像できますし、財政状況も同じような課題があると想像できるんですけど、他の自治体は、どんなような取組をされて、こういった問題をどのようにクリアされてるのかっていうのを、教えていただければありがたいです。

【川添教育政策課長】 はい、全国の事例につきまして、他府県にはなるんですけども、水泳授業を実施しないという自治体も出てきているという情報は得ております。

あと、先日、大阪府内の各自治体のほうにも調査させていただいたんですけども、主に南部の市町村を中心に、プール授業の見直しをされていまして、自校以外のプール施設の活用をされているところがあったり、中学校の水泳授業を座学のほうに切り替えて、プールを使わずに進めたりするところも出てきていることは把握しております。

【水野委員】 そういった状況を見ながら、しかし、八尾市が大切にしている水泳授業は、しっかり継続したいというお気持ちということが教育委員会におありということで、非常に安心いたしました。岩井委員言われましたように、学校現場への丁寧な説明を重ねてお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。村本委員、どうぞ。

【村本委員】 学校にプールがあるに越したことはないと思っているんで、苦汁の選択になるんだと思いますけれども、この老朽化に伴う対応のフォローというところで、修繕できないかできるかの判断について、何か基準がありましたら教えてください。

それと、もう一点。スイミングスクールの送り迎えの車とか、プールもよく目立つんですけども、八尾市内に、学校のプール以外のプールっていうのは、数はどれぐらいあるか、分かりましたら参考のために教えていただきたいと思うんですけども。

以上です。

【川添教育政策課長】 修繕と、大規模な改修の違いですが、修繕のほうは、あくまで単

年度、その年度内に修繕対応が可能と考えられるもので、対して修繕対応が難しいというのは、大きな規模で、例えば、プールの水槽を入れ替える必要があるですとか、プールサイドのほうを、かなり大きく手を入れる必要があるもの、1年かけて設計して、その翌年度で工事がいるというような、2カ年にわたって対応が必要な大規模なものというふうに区分されるかと考えております。

あと、民間プールの施設数ですが、現在の八尾市内で6施設ございます。

【村本委員】 ありがとうございます。分かりました。

【浦上教育長】 各委員さん方、ほかに特にはないですか。

今の各委員さんからご指摘あった、この件に関しては、学校と十分連携を図りながら、そして教育課程に関わる大きな問題ですので、その辺、丁寧に説明しながら進めていくというご意見いただいたので、その辺りも、事務局もしっかりと捉えながら進めていってほしいと思います。

では、採決のほうに移らせていただきます。

議案第6号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしと認めます。よって、議案第4号「学校プール施設のあり方方針決定の件」につきましては、原案どおりに可決いたします。

続きまして、議案第5号「八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の件」について審議をいたします。

提案の理由を木下次長より説明願います。

【木下次長】 それでは、議案第5号「八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、委員会の承認を求めるものであります。

提案の理由ですが、定年年齢の延長の中で、これまでの再任用短時間勤務制度が、定年前再任用短時間勤務制度に改められたことに伴い、文言を修正するものとなります。

大阪府教育委員会より令和5年2月24日付け文書において、規則の一部改正の通知があり、通知内容に基づき、本市の規則改正承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、資料の新旧対照表をご覧ください。

改正される部分でございますが、第2条の第1項、それから、資料の裏面になりますが、第4条第1項の「再任用短時間勤務職員」の文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めております。

定年前再任用短時間勤務制とは、60歳に達した職員が、定年前に一旦退職した上で短時間勤務の職に採用されるものとなります。これまでは、定年後に、再任用短時間勤務制度がありましたが、それと同様の勤務制度となります。

本規則は、令和5年4月1日より施行し、定年年齢が65歳になるまでの経過期間は、暫定再任用と呼称される制度となりますけれども、同様とみなすものとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。  
どうぞよろしく願いいたします。

【浦上教育長】 はい、ただ今の提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質問等ございませんでしょうか。特には、ないですね。

では、採決のほうに移らせていただきます。

議案第6号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしと認めます。よって、議案第5号「八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の件」につきましては、原案どおりに可決いたします。

それでは、続きまして、議案の第7号「八尾市教育センター条例施行規則の一部改正の件」について審議をいたします。

提案理由を打抜所長より説明願います。

【打抜教育センター所長】 それでは、ただ今、議案となりました議案第7号「八尾市教育センター条例施行規則の一部改正の件」につきましてご説明申し上げます。

本件は、八尾市教育センター条例施行規則の一部を改正するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

提案理由についてでございますが、令和5年度八尾市教育委員会事務局の機構改革に伴い、八尾市教育センター条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは配布の新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、第3条第1項中、「研究研修係及び相談支援係」を「係（次項に規定する係を除く。）」に改め、第2項を第3項とし、第1項の次に第2項として「研究研修係を担当する係長を置くこととし、その数については別に定める。」との1項を加えるものです。

なお、本規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただ今、提案理由の説明がございました。

委員の皆さん方、何かご質問等ございませんでしょうか。

【水野委員】 今、研究研修係を担当する係長を置くということで、そういう変更が加えられるということが分かったんですけど、こうすることによって、どのような機能が強化されるのか、教えてください。

【打抜教育センター所長】 今回の改正によりまして、研究研修係に研修担当の係長。それから、情報担当の係長というような形で配置になります。そうすることによりまして、学校 I C T 活用推進事業における強化が図られると考えております。

具体的には、GIGAスクール構想におきまして、1人1台端末の導入や、授業支援ソフト等の導入を進めてまいりました。そういったハード面、ソフト面の整備を進めている中で、今後、それらの活用をより一層進めていけるような体制になっていけばと考えております。

【水野委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【浦上教育長】 他、委員さん方、どうでしょうか。

特にないようですので、採決のほうに移らさせていただきます。

議案第7号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしと認めます。

よって、議案第7号「八尾市教育センター条例施行規則の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして審議をいたします。

それでは、提案理由を、松田課長より説明願います。

【松田課長】 それでは、議案第8号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、八尾市放課後児童室条例施行規則の一部を改正するについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、入室児童の増加対応等による児童室の整備のため、児童室の数及び名称の変更に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の「新旧対照表 八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正」をご覧ください。

改正の内容でございますが、別表第1（第2条関係）におきまして、「八尾地区」第1及び第2放課後児童室の定員を40名に改め、「八尾地区」に新たに第4から第8放課後児童室を設け、定員をそれぞれ40名とし、「安中地区」に新たに第4放課後児童室を

設け、定員を 80 名とするものでございます。

なお、この規則につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【浦上教育長】 はい、ありがとうございます。

今、説明いただきましたけども、各委員さん方、質問等ございましたらお願いします。

【岩井委員】 放課後の子どもたちの居場所として、放課後児童室入室のニーズは、年々高まる一方だと思っておりますが、今回、八尾地区は 5 教室増えて、安中地区が 80 人の 1 教室が新たに整備されたということですが、その新しくできた教室の場所は、どこなのか。学校内のどこの部屋の転用なのか。また、どういう状況や経緯があって、増設となったのか等、2 校の様子について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

【石田こども若者部参事】 よろしく申し上げます。

このたび、八尾地区と安中地区を増室するという形で、ご提案をさせていただいております。

まず、それぞれの状況でございますけども、八尾地区につきましては、現在 5 クラスで運営しております。旧八尾幼稚園の園舎を使用しながら運営しております。

この地区につきましては、今後も、入室児童が増えるということで、園庭に新しいプレハブを建設させていただき、もうしばらくで引渡しを受けるという状況になっております。

次年度以降につきましては、合計で最大 8 クラスでの運営、幼稚園の園舎と新しい施設を使つての運営が可能な状況となっております。

続きまして、安中地区でございますけれども、次年度に向けまして、30 名以上の希望者が増えたという状況でございますので、学校とも調整をさせていただきまして、普通教室でいいますと 2 クラス分の広さの教室を併用教室としてお借りすることになりました。

1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>を確保するという基準がありますので、定員でいいますと 80 名までは保育可能ということで、このたび、80 名で記載させていただいております。

場所につきましては、南校舎の 1 階の東側から 2 教室目で運営の予定をしております。以上でございます。

【浦上教育長】 岩井委員、それでよろしいでしょうか。

【岩井委員】 ありがとうございます。

【村本委員】 親の働き方改革などもありまして、放課後児童室の必要性が増えている、人数も増えているということはよく分かるんですけども、今の資料を拝見いたしますと、ほぼ倍増にはなっておるんですけども、これで増加傾向にある人数に対応可能なのでしょうか。

【石田こども若者部参事】 このたび、申請につきましては、八尾市全体の数でいいますと、右肩上がりに増えてきた状況がありまして、コロナ禍の中で、2年間は少し減少に転じておりましたけれども、次年度につきましては、また増加の傾向が出ております。

今、集計中ではございますけれども、180名前後が増えてくるのではないかと考えております。

それぞれの各学校の状況につきまして、個別で少し減ったり増えたりはもちろんございますけれども、八尾地区に関しては増加の傾向があるということで、今回合計8クラブとさせていただきますので、当面の間は対応が可能かと考えております。

他地区につきましては、その年の申請状況を見させていただきながら、待機が出ないように調整を今後していく形になるかと思っております。

以上です。

【村本委員】 よろしくお願ひしたいと思います。

【藤井委員】 8クラブ増えたことで、教室、定員も増えると思いますが、職員は、足りておりますか。

【石田こども若者部参事】 はい、指導員の数につきましては、基準では、常時2名以上で対応するという基準がございますので、この部分については、確保ができています状況です。

ただ、入れ替わりがございますので、今後も継続して募集等も行いながら、必要な人員を確保していきたいと考えております。

【浦上教育長】 1つ私から。八尾市内で、民間の福祉施設、児童育成室というのは、何か所ぐらいあるんでしょうか。

【石田こども若者部参事】 社会福祉法人が運営しておられる放課後児童健全育成事業、学童保育に対して、補助をさせていただいている形になります。

現在は、3つの法人が、4か所で5クラブを運営しておられます。

龍華と用和、それから高美と亀井の合計4施設で、5クラブ運営いただいているという状況です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。

これからも増えていく可能性はあるのか、お聞きします。

【石田こども若者部参事】 この部分につきましては、公民連携を推進する観点から、検討してまいります。現状、予定はございません。

【浦上教育長】 ありがとうございます。

他、特にないですね。はい。

それでは、ないようですので、採決のほうにうつります。

議案第8号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 はい、異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしと認めます。よって、議案第8号「八尾市放課後児童育成室条例施行規則の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

### { 報告事項 }

【浦上教育長】 それでは続きまして、報告事項に移らしていただきます。

報告事項の①です。「いじめの重大事態事案への対応について」ですが、八尾市個人情報保護条例第14条の第1号の当該個人の正当な権利利益を侵害する恐れがあると認められるものに該当するため、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき内容となりますので、この報告につきましては、非公開といたします。委員の皆様方いかがでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしと認めます。よって、本報告につきましては、非公開とすることといたします。

公開の部分の審議は終了しましたので、傍聴の皆様方、ご退場いただきますよう、よろしく願いいたします。

(傍聴者退場)

(以下、非公開報告)

(以下、非公開審議)

【浦上教育長】 それでは、議案の審議に入らせていただきます。議案第6号「令和5年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について、提案理由を太田次長より説明願います。

【太田次長】 それでは、議案第6号「令和5年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明申し上げます。本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案の理由でございますが、令和5年4月1日付八尾市教育委員会事務局行政職の人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がありました。委員の皆様、何か質疑ございますか。特にございませんでしょうか。

【浦上教育長】 それでは、質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第6号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和5年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について、原案どおり可決しました。

以上で、本日の議事は終了しました。

それでは、以上をもちまして、3月定例教育委員会を終了いたします。